

平成29年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 タイムズグループ（四日市市営中央駐車場、四日市市営本町駐車場）
都市整備部道路管理課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月18日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【タイムズグループ】

<p>(1) 協定書に定められた報告書等について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 基本協定書第35条に基づく管理業務完了届が市へ提出されていなかった。</p>	<p>【措置済】 平成29年12月20日 指摘を受け、速やかに管理業務完了届を市へ提出した。</p>
<p>イ 基本協定書第43条に基づく保険契約の証券が市へ提示されていなかった。</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月 6日 指摘を受け、速やかに保険証券を市へ提示した。</p>
<p>(2) 収支会計処理について 収支状況報告において、消耗品費と通信費の計上額が誤っていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 誤っていた消耗品費と通信費の計上額については、速やかに訂正するとともに訂正後の収支状況報告書を改めて提出した。消耗品費と通信費の計上額が誤っていた原因は証憑である請求書から収支状況報告書への転記ミスによるものであり、ダブルチェックするなどチェック体制の強化を図った。</p>

【都市整備部道路管理課】

<p>(1) 備品管理について 指定管理者に貸与している備品について、備品台帳と現品の照合結果記録が残されていなかった。実査を実効のあるものとするため、実査した記録を文書として残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月29日 実査の際に使用している一覧表について文書で残すこととした。平成30年3月29日に実査を実施し、文書を残した。</p>
---	---

平成29年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 タイムズグループ（四日市市営中央駐車場、四日市市営本町駐車場）
都市整備部道路管理課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月18日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【タイムズグループ】

<p>(1) 事業報告書について ア 事業計画書において自主事業が提案されているが、事業報告書にその結果について記載されていない。事業計画書に挙げた事業については、実施できなかった場合であっても、協議・検討した内容やその結果を事業報告書に記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月27日 自主事業として提案していたカーシェアリングについては平成26年度当初より市と協議を行ってきたが、実施について現状では難しいという結果となり、平成29年度実績報告書に協議検討した内容を記載した。</p>
<p>イ 事業報告書に利用者アンケートの結果について記載されている。利用者の意見への対応として「四日市市様と協議してまいります。」と記載されているものがあるが、協議内容や結果について示されていない。協議が行われた場合はその内容や結果について記載すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月27日 平成30年度から、利用者の意見への対応について市と協議した内容や結果を事業報告書に記載することとした。</p>
<p>(2) 施設の清掃について ゴミの集積場となっている箇所にゴミが長期間置かれている事例や、施設の周囲の樹木が隣の敷地にはみ出している事例、枯れ草が残っている事例などが見受けられた。施設内や周囲を点検し、清掃管理を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月22日 ゴミ集積場に長期間放置されていたゴミは速やかに撤去処分した。また、本町駐車場の植栽は剪定を行い、隣の敷地にはみ出さないようにした。今後についても同様に、ゴミは速やかに撤去したり、定期的に剪定するなどして清掃管理を行うこととした。</p>
<p>(3) 監視カメラ画像の個人情報の管理について カメラ画像には利用者の個人情報が含まれている。画像データ等の取扱いについては「四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に準じて、適正な管理に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 カメラ画像データ等について、「四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に準じた保存期間内での管理を行うとともに、再度、現場管理人及び統括責任者に漏えいの防止など適正な管理を行うことを周知した。また、平成30年度から事業計画書に当該条例を順守する旨を明記した。</p>

<p>(4) 収支状況の報告について 現契約では剰余金の61%を市へ納入することとなっており、一般管理費といった間接経費においては、算出方法により市への納入金額が変動する要素になり得る。収支の適正性を市へ示すため、収入・支出の裏付けとなる関係証憑を所管課へ提示すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 機械のシステム及びグループ間の取り決め等のため、個別の証憑を添付することが困難な間接経費において積算根拠を示せるよう証明資料を所管課の道路管理課に提示することとした。</p>
--	---

【都市整備部道路管理課】

<p>(1) 指定管理者への指導監督について ア 誤った金額で収支状況報告が提出されており、収支に関する決算内容の確認が所管課として十分に実施されていなかった。定期的に収支関係書類の抜き取り調査を行うなど牽制体制の充実を図り指導監督を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 証憑である請求書から収支状況報告書への転記ミスにより、計上額に誤りがあったため、速やかに訂正後の収支状況報告書を改めて提出してもらうとともに、今後は実際に支払った証憑ごとに記載するように指導した。定期的に収支関係書類の抜き取り調査を行うなどして牽制体制の充実を図るとともに、指導監督を強化する。</p>
<p>イ 市へ提出されている収入明細の元となるデータや資料について、確認がなされていなかった。所管課として事業収支実績数値の妥当性を確認すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成31年 3月31日 月例報告で提出された収支状況について利用明細等により確認を行った。平成30年度の収支状況報告が4月には提出されるが、その際には証憑の調査を行い、金額が適正かどうか確認する。今後も引き続き複数職員での確認を行うなどチェック体制を強化し、指導・監督を徹底していく。</p>
<p>(2) 作業の履行確認について 事業計画書において、清掃や樹木の伐採等の作業の頻度について記載されている。計画どおり行われているかについて、所管課は毎月の調整会議で、実施箇所・日時等の確認を行うなど定期的に牽制すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 精算機の入出庫に係る売上のデータは、機械のシステムで逐次事業所へ転送され駐車場管理事務所においては管理されていないため、当該データの確認はできなかった。市へ提出されている収入明細と実際の料金収入額との照合を行うため、市が直接事業所に出向き、元データや資料などを基に事業収支実績数値の妥当性を確認する。</p> <p>【措置済】 平成31年 3月18日 市が直接事業所に出向き、収入明細作成の手順・仕組みについて検証を行い、精算機の入出庫に係る売上のデータを確認し、事業収支実績数値が妥当であることを確認した。今後も収支報告書等の確認を充分に行っていく。</p> <p>【措置済】 平成30年 5月21日 日常の清掃等について、抜き打ちで数回現場にて履行を確認した。また、5月の調整会議において、毎日（平日のみ）中央駐車場及び本町駐車場敷地内の清掃等を行っていることを確認した。今後も調整会議において定期的に確認することとする。</p>

<p>(3) 監視カメラの設置について 中央駐車場に設置されている監視カメラのモニターが、故障により映像が全く映らず、映像収録もできていない状態となっている。運営に支障が生じないように、速やかに指定管理者と協議し、修理するか、更新するか対応すること。 また、現在、監視カメラとモニターは指定管理者の所有となっているが、駐車場の運営において必要不可欠な設備であることから、市の所有とするのが望ましいと考えられる。今後更新していくにあたっては、市の備品として設置するよう検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月16日 モニターが映らないのは、レコーダーが故障していることが原因であったため、市で買い替え、備品として設置した。また、指定管理者と協議を行った結果、監視カメラとモニターを市に寄付していただいた。</p>
<p>(4) 施設の老朽化について 特に本町駐車場では、各所に施設・設備の老朽化による劣化や不具合が見受けられる。安全性の確保だけでなく見栄えの改善のためにも、計画的に修繕や更新を実施していくこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 指定管理者とともに施設修繕費を活用し、誘導灯やドアクローザーなどの不具合部分の修繕を行った。そして、指定管理者との協議の結果、平成30年度は防火戸やドアクローザーなどの修繕や更新を実施する計画を立て、修繕・更新を実施する。これからも指定管理者と協議しながら修繕や更新を実施していく。</p> <p>【措置済】 平成31年 3月 31日 指定管理者と協議し平成30年度に実施するとして計画していた老朽化した防火戸及びドアクローザーの修繕・更新について、協定書に定められた経費負担区分に基づき、指定管理者により実施した。 今後もアセットマネジメント計画を実行していくとともに、その他修繕についても指定管理者と協議し実施していく。</p>